平成２７年（フ）第９２４号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―215
債務者　高松　房子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６９号
栃木県小山市駅東通り２丁目38番28号　サンデュエル小山駅東通り303号
債務者　佐藤　文子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第９７３７号
東京都大田区蒲田１丁目28－４
債務者　山本麗衣奈
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７４８号
東京都北区豊島２丁目25―18―103
債務者　箱崎　進吾
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４号
福岡県大川市大字向島2437番地武駒ハイツ203号、申立時の住所福岡県大川市大字九網371番地２
破産者　植木ヨシミ
1　決定年月日　平成27年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
福岡県みやま市瀬高町下庄1308番地
破産者　大坪美佐子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
福岡県大川市大字三丸395番地４
破産者　下田　　聖
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
福岡県大川市大字小保678番地５
破産者　江口　法子
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
北九州市八幡東区清田１丁目15番５号
破産者　長川　忠夫
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６７６号
北海道河東郡音更町木野東通２丁目10番地１大土第一マンションD
破産者　中川　佳織
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９５号
北海道江別市大麻西町５番地の25
破産者　平岡　慎浩
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９８号
群馬県桐生市相生町１丁目604番地の３　レオパレスプリマベーラⅡ105
破産者　今坂志津夫
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第７９号
富山県小矢部市埴生2600番地12
破産者　上田　浩司
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第４５号
富山県高岡市野村165番地３
破産者　三浦正太郎
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第５３号
長野市三輪８丁目24番16号　ピュアコーポ笠原Ａ202
破産者　ＬｕＬｕ，ｓｔｙｌｅこと　八幡　和也
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１４６号
名古屋市天白区向が丘２丁目117番地、従前の住所名古屋市北区楠味鋺５丁目1607番地
ＯＴＯＭＥ－ＳＯＵ　202号
破産者　内田　恒洋
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８９号
愛知県東海市名和町中屋敷18番地の26、開始決定時の住所静岡県熱海市初島90番地ハーモニー寮114号
破産者　西村　達也
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４４号
大阪府羽曳野市西浦２丁目1724番地の41
破産者　小林　祥晃
1　決定年月日　平成27年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係